

令和3年度 税制改正(速報)

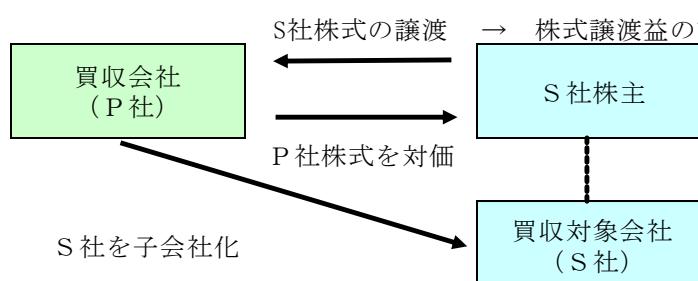
12月10日に「令和3年度税制改正大綱」が公表されました。令和2年1月に新型コロナウィルスの最初の感染者が確認されて以降、コロナ禍の1年となった状況を受けた税制改正となります。今回の改正はウィズコロナ・ポストコロナ後の経済再生やデジタル社会の実現を推進するための税制が盛り込まれることになりました。具体的に目玉となる内容としては、法人課税における「デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制」や「繰越欠損金の控除上限の特例」、納税環境整備における「押印義務の見直し」や「電子帳簿保存における要件緩和」などがあります。(↑増税 ↓減税)

■ 法人課税

法人課税では、産業競争力の強化に係る措置としてデジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制の創設、賃上げ及び投資の促進税制や研究開発税制の見直し、繰越欠損金の控除上限の特例など減税措置の多い内容となっています。

項目	内容	適用期日等
デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制 【新設】 	<p>○「事業適応計画（仮称）」に基づくソフトウェア等の事業適応設備を取得等して、事業の用に供した場合の特別償却又は税額控除</p> <p>【適用法人】次の全ての要件を満たす法人 ①青色申告法人であること ②産業競争力強化法の改正による「事業適応計画（仮称）」の認定を受けること</p> <p>【対象資産】 事業適応計画（仮称）の認定を受けたソフトウェア、機械装置、器具備品、ソフトウェアの利用に係る費用（繰延資産） ※対象資産の<u>取得価額の合計300億円が限度</u></p> <p>【特別償却または税額控除】 特別償却：$\text{取得価額} \times 30\%$ 税額控除：$\text{取得価額} \times 3\%$（※グループ外の事業者とデータ連携する場合は、5%） 控除限度：カーボンニュートラル投資促進税制の税額控除額と合計で法人税額$\times 20\%$を限度）</p> <p>【デジタルトランスフォーメーションとは】 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企业文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること</p>	産業競争力強化法の改正法の施行日～令和5年3月31日までの間に取得し、事業供用
カーボンニュートラル投資促進税制 【新設】 	○「中長期環境適応計画（仮称）」に基づく設備等を取得して、事業の用に供した場合の特別償却又は税額控除	産業競争力強化法の改正法の施行日～令和6年3月31日までの間に取得し、事業供用

	<p>【対象資産】 中長期環境適応計画（仮称）の認定を受けた「中長期環境適応生産性向上設備」又は「中長期環境適応需要開拓製品生産設備」 ※対象資産の取得価額の合計 500 億円が限度</p> <p>【特別償却または税額控除】 特別償却：取得価額×50% 税額控除：取得価額×5%（※温室効果ガスの削減に著しく資するものは、10%） 控除限度：デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除額と合計で法人税額×20%を限度）</p> <p>【カーボンニュートラルとは】 「炭素が中立」の意味で地球上の炭素（カーボン）の総量に変動をきたさない、CO₂の排出と吸収がプラスマイナスゼロになるようなエネルギー利用のあり方やシステムの社会実装を指す概念</p>									
研究開発税制 【延長・拡充】 	<ul style="list-style-type: none"> ○研究開発税制の改組 <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>総額型と中小企業技術基盤強化税制</u>において、試験研究費の増加割合に応じた<u>税額控除率の見直し</u> 2. <u>総額型と中小企業技術基盤強化税制</u>における<u>控除上限</u>を、条件を満たせば 5%引上げ、<u>最大、法人税額の 40%</u>が限度となる 3. <u>オープン・イノベーション型</u>について共同研究・委託研究の相手方の<u>対象範囲の拡充と要件の追加</u> 4. <u>試験研究費の定義の見直し</u>により、試験研究費のうち、研究開発費として損金経理をした金額で非試験研究用資産（棚卸資産、固定資産及び繰延資産で、事業供用時に試験研究用に供さないもの）の取得価額に含まれるものも対象とする (該当例) 税務において資産計上される自社利用ソフトウェアに含まれる試験研究費など 	令和3年4月1日～令和5年3月31日までの間に開始する事業年度								
繰越欠損金の控除上限の特例 【時限措置】 	<ul style="list-style-type: none"> ○一定の要件を満たす大法人について、繰越欠損金の控除限度を、<u>所得金額の最大 100%</u>とする <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">対象法人</td> <td>事業適応計画（仮称）の認定を受ける青色申告法人</td> </tr> <tr> <td>欠損金</td> <td>特例対象欠損金（令和2年4月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度において生じた青色欠損金、2年間）であること</td> </tr> <tr> <td>適用事業年度</td> <td>適用事業年度は次の①～③の全てに該当する事業年度であること ①特例対象欠損金が生じた後、最初に所得が生じた事業年度から 5 年以内の開始事業年度 ②事業適応計画の実施時期を含む事業年度 ③令和8年4月1日以前の事業年度</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>所得の 50%を超える分の欠損金控除の対象となるのは事業適応計画による投資額に達するまで</td> </tr> </table>	対象法人	事業適応計画（仮称）の認定を受ける青色申告法人	欠損金	特例対象欠損金（令和2年4月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度において生じた青色欠損金、2年間）であること	適用事業年度	適用事業年度は次の①～③の全てに該当する事業年度であること ①特例対象欠損金が生じた後、最初に所得が生じた事業年度から 5 年以内の開始事業年度 ②事業適応計画の実施時期を含む事業年度 ③令和8年4月1日以前の事業年度	控除額	所得の 50%を超える分の欠損金控除の対象となるのは事業適応計画による投資額に達するまで	特例対象欠損金が生じた事業年度の翌事業年度から最大 5 年以内
対象法人	事業適応計画（仮称）の認定を受ける青色申告法人									
欠損金	特例対象欠損金（令和2年4月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度において生じた青色欠損金、2年間）であること									
適用事業年度	適用事業年度は次の①～③の全てに該当する事業年度であること ①特例対象欠損金が生じた後、最初に所得が生じた事業年度から 5 年以内の開始事業年度 ②事業適応計画の実施時期を含む事業年度 ③令和8年4月1日以前の事業年度									
控除額	所得の 50%を超える分の欠損金控除の対象となるのは事業適応計画による投資額に達するまで									
賃上げ及び投資の促進税制 【見直し】 	<ul style="list-style-type: none"> ○賃上げ及び投資の促進に係る税制の改組 <ol style="list-style-type: none"> 1. 中小企業者等以外の法人 <ol style="list-style-type: none"> ①賃上げ基準において<u>対象者を継続雇用者から新規雇用者に変更</u> ②<u>設備投資基準の廃止</u> ③教育訓練費の判定において<u>前期の金額のみに対する判定</u>に変更 ④税額控除額は、<u>新規雇用者に係る給与等に対して控除率</u> 	令和3年4月1日～令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度（2年間）								

	<p>2. 中小企業者等</p> <p>①賃上げ基準において<u>継続雇用者</u>での判定が不要</p> <p>○対象法人別の適用要件と控除額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象法人</th><th colspan="3">適用要件</th><th colspan="2">控除額</th></tr> <tr> <th>1. 賃上げ基準</th><th>2. 設備投資基準</th><th>3. 教育訓練費基準</th><th>控除額</th><th>限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業者等以外の法人</td><td> 1. 雇用者給与等支給額 > 前期の雇用者給与等支給額 2. 新規の雇用者給与等支給額 \geq 前期の新規の雇用者給与等支給額 $\times 102\%$ </td><td rowspan="2">削除</td><td>-</td><td>新規雇用者に係る給与等支給額 $\times 15\%$</td><td rowspan="2">法人税額 $\times 20\%$</td></tr> <tr> <td>中小企業者等</td><td> 雇用者給与等支給額 \geq 前期の雇用者給与等支給額 $\times 101.5\%$ <u>継続雇用者判定なし</u> </td><td>教育訓練費 \geq 前期の教育訓練費 $\times 120\%$</td><td>新規雇用者に係る給与等支給額 $\times 20\%$</td></tr> <tr> <td>中小企業者等</td><td> 雇用者給与等支給額 \geq 前期の雇用者給与等支給額 $\times 102.5\%$ <u>継続雇用者判定なし</u> </td><td>-</td><td> ①又は②のいずれか ①教育訓練費額 \geq 前期の教育訓練費額 $\times 110\%$ ②経営力向上計画の認定を受け、向上が確実と証明された </td><td>給与等支給増加額 $\times 15\%$</td><td>給与等支給増加額 $\times 25\%$</td></tr> </tbody> </table>	対象法人	適用要件			控除額		1. 賃上げ基準	2. 設備投資基準	3. 教育訓練費基準	控除額	限度額	中小企業者等以外の法人	1. 雇用者給与等支給額 > 前期の雇用者給与等支給額 2. 新規の雇用者給与等支給額 \geq 前期の新規の雇用者給与等支給額 $\times 102\%$	削除	-	新規雇用者に係る給与等支給額 $\times 15\%$	法人税額 $\times 20\%$	中小企業者等	雇用者給与等支給額 \geq 前期の雇用者給与等支給額 $\times 101.5\%$ <u>継続雇用者判定なし</u>	教育訓練費 \geq 前期の教育訓練費 $\times 120\%$	新規雇用者に係る給与等支給額 $\times 20\%$	中小企業者等	雇用者給与等支給額 \geq 前期の雇用者給与等支給額 $\times 102.5\%$ <u>継続雇用者判定なし</u>	-	①又は②のいずれか ①教育訓練費額 \geq 前期の教育訓練費額 $\times 110\%$ ②経営力向上計画の認定を受け、向上が確実と証明された	給与等支給増加額 $\times 15\%$	給与等支給増加額 $\times 25\%$	
対象法人	適用要件			控除額																									
	1. 賃上げ基準	2. 設備投資基準	3. 教育訓練費基準	控除額	限度額																								
中小企業者等以外の法人	1. 雇用者給与等支給額 > 前期の雇用者給与等支給額 2. 新規の雇用者給与等支給額 \geq 前期の新規の雇用者給与等支給額 $\times 102\%$	削除	-	新規雇用者に係る給与等支給額 $\times 15\%$	法人税額 $\times 20\%$																								
中小企業者等	雇用者給与等支給額 \geq 前期の雇用者給与等支給額 $\times 101.5\%$ <u>継続雇用者判定なし</u>		教育訓練費 \geq 前期の教育訓練費 $\times 120\%$	新規雇用者に係る給与等支給額 $\times 20\%$																									
中小企業者等	雇用者給与等支給額 \geq 前期の雇用者給与等支給額 $\times 102.5\%$ <u>継続雇用者判定なし</u>	-	①又は②のいずれか ①教育訓練費額 \geq 前期の教育訓練費額 $\times 110\%$ ②経営力向上計画の認定を受け、向上が確実と証明された	給与等支給増加額 $\times 15\%$	給与等支給増加額 $\times 25\%$																								
<p>※1. 中小企業者等以外の法人の計算の注意点 新規の雇用者給与等支給額からは、雇用調整助成金及びこれに類するものの額は控除しない</p> <p>※2. 中小企業者等の計算の注意点 ①<u>賃上げ基準の判定</u>にあたっては、雇用調整助成金及びこれに類するものの額は<u>控除しない</u> ②<u>控除率を乗ずる増加額</u>については、雇用調整助成金及びこれに類するものの額は<u>控除する</u></p>																													
株式対価 M&A 促進措置 【新設】 	<p>○株式譲渡損益の繰延べ 会社法の見直しにより創設された「株式交付制度」を利用し、買収対象会社の株主が、株式を買収会社に譲渡し、対価に買収会社の自己株式の交付を受けた場合、<u>株式譲渡損益の課税を繰延べる</u></p>  <p>※譲渡損益の繰延のためには対価として交付を受ける資産の価額のうち<u>買収会社の株式の価額が80%以上</u>である場合に限る。</p>	大綱では適用期日等の具体的な明記なし																											
中小企業の経営資源集約化税制 (中小M&A税制) 【新設】 	<p>○中小企業事業再編投資損失準備金を積み立てた場合の損金算入</p> <p>【適用法人】次の全ての要件を満たす法人</p> <p>①青色申告書を提出する中小企業者 ②中小企業等経営強化法の<u>経営力向上計画(経営資源集約化措置)</u>(仮称)が記載されたもの)の認定を受けること</p>	中小企業等経営強化法の改正法施行日～令和6年3月31日までの間																											

	<p>【適用法人が他の法人の株式等を取得する要件】</p> <p>①<u>購入による取得</u>に限る ②株式の取得価額が 10 億円以下の場合に限る ③取得の日を含む事業年度終了の日まで継続保有</p> <p>【損金算入】</p> <p><u>株式等の取得価額の 70%以下の金額</u>を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた時、<u>積み立てた金額を損金算入できる</u></p> <p>【準備金積み立て後の取崩し（益金算入）】</p> <p>①原則：5 年間の据置期間経過後、5 年間で均等に取崩し益金算入 ②例外：据置期間内に株式売却、簿価減額等を行った場合、対応する金額を取崩し益金算入</p>	
主要規定の延長措置	<p>○中小企業者等の法人税の軽減税率（所得金額年 800 万円まで 15%）の特例制度</p> <p>○中小企業投資促進税制 (一定の設備投資に対し 30%特別償却又は 7%税額控除) ※要件追加：対象事業として不動産業、物品賃貸業、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等が追加</p> <p>○中小企業経営強化税制 (経営力向上計画による設備投資に対し即時償却又は 10%税額控除) ※要件追加：特定経営力向上設備等に追加設備</p>	令和 5 年 3 月 31 日まで延長

■ 個人所得課税

個人所得課税の改正では住宅ローン控除の延長や退職所得課税の見直しが図られます。

項目	内容	適用期日等																		
住宅ローン減税 【拡充】 	<p>○消費税率 10%の住宅を取得した場合の住宅ローン控除特例の延長 1. <u>控除期間 13 年間となる特例</u>を、住宅の種類に応じた期間内に契約した場合、<u>令和 4 年 12 月 31 日までの入居分に延長</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の種類</th> <th>契約時期</th> <th>入居時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・新築</td> <td>令和2年10月1日～ 令和3年9月30日まで</td> <td>令和3年1月1日～ 令和4年12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>・建築後未使用の分譲 ・既存住宅　・増改築</td> <td>令和2年12月1日～ 令和3年11月30日まで</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 床面積要件の緩和</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用対象要件</th> <th>原則</th> <th>追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床面積要件</td> <td>50m²以上</td> <td>40m²以上50m²未満</td> </tr> <tr> <td>その年分の合計所得金額</td> <td>3,000万円以下</td> <td>1,000万円以下</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の種類	契約時期	入居時期	・新築	令和2年10月1日～ 令和3年9月30日まで	令和3年1月1日～ 令和4年12月31日まで	・建築後未使用の分譲 ・既存住宅　・増改築	令和2年12月1日～ 令和3年11月30日まで		適用対象要件	原則	追加	床面積要件	50m ² 以上	40m ² 以上50m ² 未満	その年分の合計所得金額	3,000万円以下	1,000万円以下	令和 3 年 1 月 1 日～令和 4 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合
住宅の種類	契約時期	入居時期																		
・新築	令和2年10月1日～ 令和3年9月30日まで	令和3年1月1日～ 令和4年12月31日まで																		
・建築後未使用の分譲 ・既存住宅　・増改築	令和2年12月1日～ 令和3年11月30日まで																			
適用対象要件	原則	追加																		
床面積要件	50m ² 以上	40m ² 以上50m ² 未満																		
その年分の合計所得金額	3,000万円以下	1,000万円以下																		
退職所得課税の適正化 	<p>○勤続 5 年以下の短期退職者に対する退職金の課税の適正化 <u>勤続年数が 5 年以下の者</u>（特定役員に該当しない者）が支払を受ける退職手当等について、収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち <u>300 万円を超える部分</u>に対して、<u>1/2 課税を行わない</u>。</p> <p>(退職手当等の収入金額 - 退職所得控除) → 300 万円以下の部分 : 1/2 課税あり → 300 万円 超の部分 : 1/2 課税なし</p>	令和 4 年分以後の所得税に適用																		

その他	○医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の5年延長 ※医薬品の範囲について見直し	令和4年分以後の所得税に適用
-----	---	----------------

■ 資産課税

資産課税においては、教育資金等の一括贈与の期限切れによる延長・見直しが図られました。相続税と贈与税を一体に捉えて課税する制度が議論に上がりましたが、今回の改正では見送られました。

項目	内容	適用期日等
住宅取得資金贈与 【延長・拡充】 	<ul style="list-style-type: none"> ○適用期限を延長、令和3年4月より縮減予定の非課税枠について縮減をせず据え置く ○非課税枠の据え置き <ul style="list-style-type: none"> <消費税率が10%となる住宅の非課税限度額> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月～令和3年12月 一般の住宅 改正前700万 → 改正後1,000万円 良質な住宅家屋 改正前1,200万 → 改正後1,500万円 <それ以外の住宅の非課税限度額> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月～令和3年12月 一般の住宅 改正前300万 → 改正後500万円 良質な住宅家屋 改正前800万 → 改正後1,000万円 	令和3年1月1日以後の贈与について適用
一括贈与非課税措置の見直し 【延長・強化】 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育資金の一括贈与非課税措置の節税利用目的の是正、延長 <ol style="list-style-type: none"> 1. 2年間の延長が行われる 2. 贈与者の教育資金の一括贈与非課税について、<u>未使用の管理残額の全てが相続税の課税対象となる</u> <ul style="list-style-type: none"> ただし、死亡の日において受贈者が一定の要件に該当する場合、相続税の課税対象にならない（改正前も同様） 【相続税が非課税となる受贈者の要件（いずれかに該当）】 <ol style="list-style-type: none"> ①受贈者が23歳未満である場合 ②受贈者が学校等に在学している場合 ③受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合 3. 受贈者が孫・ひ孫の場合において、<u>未使用の管理残額に対し相続税が課された場合には、相続税額の2割加算の対象とする</u> <ul style="list-style-type: none"> (改正前は適用なし) ○結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し <ol style="list-style-type: none"> 1. 2年間の延長が行われる 2. 受贈者が孫・ひ孫の場合において、<u>未使用の管理残額に対し相続税が課された場合には、相続税額の2割加算の対象とする</u> <ul style="list-style-type: none"> (改正前は適用なし) 3. 受贈者の年齢要件の下限を18歳以上に引き下げる 	令和3年4月1日以後の贈与について適用し、適用期間は令和5年3月31日までの2年間
土地の固定資産税の据え置き 	<ul style="list-style-type: none"> ○土地に係る固定資産税・都市計画税の課税標準額の据え置き <ul style="list-style-type: none"> 評価額が上がり課税標準が上がった場合においても、<u>令和2年度の課税標準と同額とする（据え置き）</u> ○負担調整措置の継続 <ul style="list-style-type: none"> 負担調整措置は令和3年度から令和5年度までの間、現行の仕組みを継続する 	令和3年度限り 令和3年度～令和5年度

■ 納税環境整備その他

項目	内容	適用期日等
押印義務の見直し	<p>○一定の税務関係書類を除き、原則、押印を不要とする (押印手続きを必要とするもの) 実印及び印鑑証明書の添付を要する書類 担保提供関係書類、物納手続関係書類、遺産分割協議書</p> <p>※ 押印不要の税務関係書類について、施行日前においても、運用上、押印がなくても、改めて押印は求められない</p>	令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用
電子帳簿等保存制度の見直し 【大幅緩和】	<p>○国税関係「帳簿書類」の電磁的記録等による保存制度の見直し</p> <ol style="list-style-type: none"> 承認制度の廃止 正規の簿記の原則に従って記録される国税関係帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合で、次の要件を満たす場合、電磁的記録の保存を行うことができる。 <ol style="list-style-type: none"> 電子計算機のシステム関係書類を備え付けている 電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作説明書を備え付け、ディスプレイ画面等に、整然かつ明瞭に、速やかに出力できること 税務職員が質問検査権に基づき国税関係帳簿書類の電磁的記録のダウンロードを求めた場合に、これに応じること 現行の要件をすべて満たし、その旨を届出た者について、その電子帳簿（優良電子帳簿）に関連して過少申告があった場合には、過少申告加算税を5%軽減する 検索要件の緩和 <p>【現行の検索要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 取引年月日その他日付、取引金額その他主要な記録項目で検索 日付又は金額の範囲を指定して検索 2以上の任意の項目を組み合わせて検索 <p>【改正後の検索要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> の検索要件は「日付、金額、取引先」に限定 ③は、税務調査の質問検査権に基づくデータのダウンロードの求めに応じる場合には不要 <p>○国税関係「書類」に係るスキヤナ保存制度の見直し</p> <ol style="list-style-type: none"> 承認制度の廃止 タイムスタンプ要件の緩和 <ol style="list-style-type: none"> 付与期間 改正前：概ね3営業日以内 → 改正後：記録事項の入力期間 (最長約2ヵ月) 国税関係書類への自署を不要 訂正又は削除の事実及び内容を確認できるシステム（訂正又は削除を行うことができないシステムを含む）に保存する場合は、タイムスタンプを不要とする 適正事務処理要件の廃止（相互けん制、定期検査が不要になる） 検索要件の緩和 上記、国税関係「帳簿書類」の改正内容と同じ 電磁的記録の改ざん等の隠ぺい又は仮装があった場合の重加算税について+10%の加重措置 	令和4年1月1日から施行

	<p>○電子取引に係る電磁的記録の保存制度の見直し</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>タイムスタンプ要件の緩和</u> タイムスタンプ付与期間を、スキャナ保存制度の期間と同じくし、最長2カ月以内に統一 2. <u>検索要件の緩和</u> 上記、国税関係「帳簿書類」の改正内容と同じ さらに、判定期間の<u>売上高が1,000万円以下</u>の事業者等で、税務調査の質問検査権に基づくデータのダウンロードの求めに応じる場合には、<u>検索要件の全てを不要とする</u> 3. <u>電磁的記録の改ざん等の隠ぺい又は仮装があった場合の重加算税について+10%の加重措置</u> 	
納税等手続きの簡素化	<p>○スマホを使用した決済サービスによる納付手続きの創設 国税納付についてスマホのアプリ決済サービス（〇〇pay等）を使用することを可能にしていく</p> <p>○国外からの納付方法の拡充</p> <p>○e-Taxによる申請等の方法の拡充 e-Taxの入力方式に対応していない申請等について、書面による提出に代えて、PDFのイメージデータを送信することにより提出を行うことを可能とする</p>	令和4年1月4日以後に納付する国税から適用 令和3年4月1日以後に行う申請等から適用
クラウド等を利用した法定調書の提出方法の整備	○クラウド等を利用した法定調書の提出 法定調書を提出する者が、あらかじめ税務署長に届け出た場合には、認定を受けたクラウド等に備え付けられたファイルに法定調書のデータを記録し、かつ、税務署に法定調書のデータ閲覧権限等を付与する方法で、法定調書の提出を可能とする	令和4年1月1日以後に提出する法定調書について適用